

令和3年8月23日（月）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社岡田工務店（所在地 群馬県高崎市）に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ
竹芝記者クラブ
横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

ナカムラ ヒロシ

中村 宏 （内線2511）

○総務部契約課課長補佐

ナカヤマ ヒロコ

中山 洋子 （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

総務部契約管理官

タグチ ミコ

田口 由美子 （内線5880）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社岡田工務店	群馬県高崎市箕郷町矢原 1062-79

2. 指名停止措置期間

令和3年8月23日から令和3年9月22日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、令和元年11月13日、高崎市井手町の浜川運動公園内工事現場において、工事作業員が顔面骨折する労働災害を発生させたが、事故の場所及び状況等を同社の敷地内で発生したものとして高崎労働基準監督署に虚偽の報告を行った。

これにより、株式会社岡田工務店代表取締役に対し、令和3年5月7日、高崎簡易裁判所から労働安全衛生法違反のため罰金20万円の略式命令が出され、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、高崎労働基準監督署に虚偽の報告を行い、当該業者の代表取締役が労働安全衛生法違反により罰金刑となったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内